

週二回(火、金)定期発行
必要に応じて号外発行

公報

第九十五号

一九六七年

十一月二十八日

目次	ページ
○戸籍法施行規則の一部を改正する規則(規則第五百十号)	1
○糖業振興法施行規則の一部を改正する規則(規則第五百一十一号)	7
○気象庁長事務委任規則(規則第五百二十二号)	8
告示	
○戸籍の滅失について(告示第四百七十七号)	9
○戸籍の再製について(訓令第四百十九号)	9
主税局事項	
○保税倉庫許可期間の更新)	
主税局告示第二十五号(第二十七号)	9
通産局事項	
○気象庁事務専決規程(気象庁訓令第一号)	9
公告	
○予算使用の状況について	11
○押収物還付公告	16
正誤	
○厚生局職員定数規程中訂正	16
○文化財保護委員会事務局組織規則中訂正	16

規則第五百十号

戸籍法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六七年十一月二十八日

規則

規則

行政主席 松岡政保

戸籍法施行規則の一部を改正する規則

戸籍法施行規則(一九五七年規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

- 第五十三条中第二号から第四号までを次のように改める。
 - 二 父母の出生の年月日及び子の出生当時の父母の年齢
 - 三 子の出生当時の世帯の主な仕事及び国勢調査実施年の一月一日から十二月三十一日までに発生した出生については、父母の職業
 - 四 父母が同居を始めた年月
 - 第五十四条中第二号から第四号までを次のように改める。
 - 二 当事者の父母の氏名及び父母との続柄並びに当事者が養子であるときは、養親の氏名
 - 三 当事者の初婚又は再婚の別並びに初婚でないときは、直前の婚姻について死別又は離別の別及びその年月日
 - 四 同居を始めた年月
 - 五 同居を始める前の当事者の世帯の主な仕事及び国勢調査実施年の一月一日から十二月三十一日までの届出については、当事者の職業
 - 六 当事者の世帯主の氏名
 - 第五十五条第一項中第三号から第六号までを次のように改める。
 - 三 当事者の父母の氏名及び父母との続柄並びに当事者が養子であるときは、養親の氏名
 - 四 同居を始めた年月
 - 五 別居した年月
 - 六 別居する前の住所
 - 七 別居する前の世帯の主な仕事及び国勢調査実施年の一月一日から十二月三十一日までの届出については、当事者の職業
 - 八 当事者の世帯主の氏名
- 同条第二項第二号中「第六号」を「第八号」に改める。
- 第五十六条第三号から第七号までを次のように改める。
- 三 死亡当時における配偶者の有無及び若し配偶者がいないときは、未婚又は直前の婚姻について死別若しくは離別の別
 - 四 死亡当時の生存配偶者の年齢
 - 五 出生後三十日以内に死亡したときは、出生の時刻

- 六 出生後八日以内に死亡したときは、死亡者の出生の届出をした市町村名及び届出年月日
 - 七 死亡当時の世帯の主な仕事並びに国勢調査実施年の一月一日から十二月三十一日までに発生した死亡については、死亡者の職業及び産業
 - 八 死亡当時における世帯主の氏名
- 附録第十一号様式から第十四号様式までを次のように改める。

出生届 年 月 日届出 長 殿		
生まれた子	子の氏名 父母との続き柄	<input type="checkbox"/> 嫡出子 (<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女) <input type="checkbox"/> 嫡出でない子 (<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女)
	生まれたとき	年 月 日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分
	生まれたところ	番地 番 号
	住 所	番地 番 号 世帯主の氏名 世帯主との続き柄
生まれた子の父と母	父母の氏名 生年月日 (子が生まれたときの年齢)	父 年 月 日 (満 歳) 母 年 月 日 (満 歳)
	本 籍 (外国人のときは 国籍だけをかい てください)	番地 筆頭者の氏名
	同居を始めたとき	年 月
	子が生まれたときの世帯のおもな仕事と 父母の職業	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけをしている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 3. 店や事務所を持って自由業・商工業・サービス業などを個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 4. 管理・事務・教員・販売・外交・医療保健技術者・旧専門学校卒業などの勤労者世帯 (臨時・日雇は6) <input type="checkbox"/> 5. 4にあてはまらない勤労者世帯 (臨時・日雇は6) <input type="checkbox"/> 6. その他の世帯 (国勢調査の年... 年...に子が生まれたときだけかいてください) 父の職業 母の職業
その他		
届出人	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 同居者 <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 助産婦 <input type="checkbox"/> その他の立会者	
	本 籍	番地 筆頭者の氏名
	住 所	番地 番 号
	署 名	印 年 月 日生

附録第十一号 出生の届書 (日本工業規格B列五番)

婚 姻 届		年 月 日 届 出	
長 殿			
氏 名	夫・に・なる人	妻 になる人	
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
住 所	番 地 号 世帯主の氏名	番 地 号 世帯主の氏名	
本 籍 (外国人のときは国籍 だけをかいてください。)	番 地 筆頭者の氏名	番 地 筆頭者の氏名	
父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 き 柄 (養父母についてはそ 他の欄にかいてく ださい)	父 母	続 き 柄 男 母	父 母 女
婚姻後の夫婦の氏 ・新しい本籍	<input type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏	新本籍 (左のレの氏の人 がすでに戸籍の筆頭者とな っているときはかかないで ください) 番 地	
同居を始めたとき	年 月		
初婚・再婚の別	<input type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日) <input type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日)		
同居を始める前の 夫妻のそれぞれの 世帯のおもな仕事 と夫妻の職業	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 1. 農業だけをしている世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 2. 農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 3. 店や事務所を持って自由業・商工業・サービス業などを個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 4. 管理・事務・教員・販売・外交・医療保健技術者・旧専門学校卒業 などの勤 労者世帯 (臨時・日雇は6) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 5. 4にあてはまらない勤労者世帯 (臨時・日雇は6) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 6. その他の世帯 (国勢調査の年... 年...に届出すをときだけかいてください) 夫の職業 妻の職業		
そ の 他			
届 出 人 署 名 押 印	印		印
署 名 押 生 年 月 日	年 月 日		年 月 日
住 所	番 地 号	番 地 号	
本 籍	番 地	番 地	

附録第十二号様式 婚姻の届書(日本工業規格B列四番)

離婚届
届出年月日
長殿

附録第十三号様式 離婚届の届書 (日本工業規格 B 列四番)

氏名	夫	妻
生年月日	年月日	年月日
住所	番地号	番地号
世帯主の氏名	世帯主の氏名	
本籍	番地	
(外国人のときは国籍だけをかいてください)	筆頭者の氏名	
父母の氏名 父母との続柄	夫の父	続柄
(養父母についてはその他の欄にかいてください)	母	男
離婚の種類	<input type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停	年月日成立
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	<input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 判決
未成年の子の氏名	夫が親権を行なう子	妻が親権を行なう子
同居の期間	年月から	年月まで
別居する前の住所	番地号	
別居する前の世帯のおもな仕事と 夫妻の職業	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけをしている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 3. 店や事務所を持って、自由業・商工業・サービス業などを個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 4. 管理・事務・教員・販売・外交・医療保健技術者・旧専門学校卒業などの勤労者世帯(臨時・日雇は6) <input type="checkbox"/> 5. 4にあてはまらない勤労者世帯(臨時・日雇は6) <input type="checkbox"/> 6. その他の世帯 (国勢調査の年... 年...に届出するときだけかいてください) 夫の職業 妻の職業	
その他		
届署名	押印	印
証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名	印	印
生年月日	年月日	年月日
住所	番地号	番地号
本籍	番地	

死 年	亡 月	届 日	届 出 長 殿
氏 名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
生 年 月 日	年 月 日 (生まれてから30日以内に死亡したとき) <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分 (は生まれた時刻もかいてください) <input type="checkbox"/> 午後		
死亡したとき	年 月 日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分		
死亡したところ	番地 番 号		
住 所	番地 番 号 世帯主の氏名		
本 籍	番 地 (外国人のときは国籍だけ) 筆頭者の氏名 (をかいてください)		
死亡した人の夫または妻	<input type="checkbox"/> いる (満 歳) <input type="checkbox"/> いない (<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別)		
死亡した人の出生届	(生まれてから8日以内に死亡したときだけかいてください) 月 日 都道府県 役所に届出 役場		
死亡したときの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけをしている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 3. 店や事務所を持って、自由業・商工業・サービス業などを個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 4. 管理・事務・教員・販売・外交・医療保健技術者・旧専門学校卒業などの勤労者世帯 (臨時・日雇は6) 以上の技術者 <input type="checkbox"/> 5. 4にあてはまらない勤労者世帯 (臨時・日雇は6) <input type="checkbox"/> 6. その他の世帯		
職 業 ・ 産 業	(国勢調査の年 ...年...に死亡したときだけかいてください) 職業 産業		
その他			
届 出 人	<input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> 同居者 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	本 籍	番 地 筆 頭 者 氏 名	
	住 所	番 地 番 号	
	署 名	印	年 月 日

附録第十四様式 死亡の届書 (日本工業規格B列五番)

附 則

この規則は、一九六八年一月一日から施行する。

規則第五百一十一号

糖業振興法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六七年十一月二十八日

行政主席 松岡政保

糖業振興法施行規則の一部を改正する規則

糖業振興法施行規則(一九五九年規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「十二月三十一日」を「十一月三十日」に改める。
第十八条第二項中「前項の各号を基準として、」の下に「原料の濃度、」を加える。

第十九条中「法第二十一条及び第二十二条」を「法第二十一条第一項、第二十二條第一項及び第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第二十一条第二項、第二十二条第二項及び第三項の規定により貸し付け資金の貸付の対象とする施設、利率、償還期限は、次のとおりとする。

- 一 施設 ばい煙の処理施設、工場用水及び廃水処理施設及び脱亜硫酸ガス装置

- 二 利率 年六分五厘

- 三 償還の期限 十年

第二十二条中「法第二十二條第三項」を「法第二十二條第四項」に改める。
書式第一号(別紙)甘蔗(甜菜)植付期別品種別生産計画書中

「二今期(一年)年」
(イ) 甘蔗単収(一〇アール当)

種 別	期 別				計
	夏 植	春 植	株 出	合 計	
面積	一〇アール	一〇アール	一〇アール	一〇アール	歩留
単収	kg	kg	kg	kg	産糖量

を

「二今年(年)」
(イ) 甘蔗

種 別	期 別				計
	夏 植	春 植	株 出	合 計	
面積	一〇アール	一〇アール	一〇アール	一〇アール	歩留
単収	kg	kg	kg	kg	産糖量

を

「二来期(一年)年」
(イ) 甘蔗単収(一〇アール当)

種 別	期 別				計
	夏 植	春 植	株 出	合 計	
面積	一〇アール	一〇アール	一〇アール	一〇アール	歩留
単収	kg	kg	kg	kg	産糖量

「二来年(年)」
(イ) 甘蔗

種 別	期 別				計
	夏 植	春 植	株 出	合 計	
面積	一〇アール	一〇アール	一〇アール	一〇アール	歩留
単収	kg	kg	kg	kg	産糖量

「三今期と来期の比較増減説明」を「三今年と来年の比較増減説明」に改める。

書式第八号(別紙) 事業計画書並びに資金計画書中「三 製糖施設の取得、造成又は改良資金」を「三 製糖施設及び附帯施設の取得、造成又は改良資金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第五百五十二号

琉球政府行政組織法(一九六一年立法第百号) 第十一条の規定に基づき気象庁長の事務委任規則を次のように定める。

一九六七年十一月二十八日

行政主席 松 岡 政 保

気象庁長事務委任規則

(目的)

第一条 この規則は、琉球政府行政組織法(一九六一年立法第百号) 第十一条の規定に基づき、行政主席の権限に属する事務の一部を気象庁長に委任することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において委任とは、行政主席の権限に属する事務の一部を気象庁長の責任において行使させることをいう。

(委任事項)

第三条 この規則において、気象庁長に委任する事務は、別表のとおりとする。

(委任の制限)

第四条 前条の規定にかかわらず気象庁長は、受任事務が特に重要な事項もしくは異例に属するものまたは他の行政機関に関連を有するものと認めるときは、主管局長と調整のうえ行政主席の指揮を受けて処理しなければならない。

(処理報告)

第五条 行政主席は、第三条の規定に基づき委任事務の処理結果について別に事務報告例を定めて報告を求めることができる。

(処分の取消し)

第六条 行政主席は、この規定に基づいて行なう気象庁長の処分が法令に違反し、または著しく不当であると認めるときは、ただちにその処分を取消しまたは停止することができる。

(専決)

第七条 気象庁長は、第三条に規定する事項について事務専決規程を定めて、内部分課、支分部局および附属機関の長もしくはその特に命ずる者に専決させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 気象庁長委任事項

気象業務法(一九五五年立法第七十一号)に基づく次の事項

- 1 第五条の規定による観測および情報提供の委託に関すること。
- 2 第六条第三項および第四項の規定による施設の設定、廃止および観測の結果報告に関すること。
- 3 第七条第二項の規定による船舶の観測報告に関すること。
- 4 第八条の規定による航空機の気象状況報告に関すること。
- 5 第十条の規定による観測実施方法の指導に関すること。
- 6 第十二条の規定による費用の負担および機器の貸付に関すること。
- 7 第十七条の規定による予報業務の許可に関すること。
- 8 第十八条の規定による申請書の受理、審査および許可に関すること。
- 9 第十九条の規定による予報業務の変更認可に関すること。
- 10 第二十一条の規定による予報業務の許可の取消し等に関すること。
- 11 第二十二条の規定による予報業務の休止または廃止の届出に関すること。
- 12 第二十四条の規定による暴風信号施設の設定、廃止の届出の受理および告示に関すること。
- 13 第二十六条に規定する無線通信により発表する気象業務を行なう者に対する許可に関すること。
- 14 第二十七条の規定による検定に関すること。
- 15 第二十八条の規定による合格基準に関すること。
- 16 第二十九条の規定による検定証書の交付に関すること。
- 17 第三十条の規定による不合格理由の通知に関すること。
- 18 第三十二条の規定による型式証明に関すること。
- 19 第四十一条の規定による報告及び検査に関すること。

告示

告示第四百七十七号

謄本交付の際、左記戸籍が滅失したので、戸籍簿(一九五六年立法第八十七号)第十条の規定に基づき告示する。

一九六七年十一月二十八日

行政主席 松岡政保

記

本籍

国頭郡名護町字名護千九拾番地

筆頭者 中山盛徳

備考 第二葉

訓令

訓令第四十九号

法務局長

名護町長

一九六七年六月二十七日付名護町役所戸第五十二号名護町長から申報のあった滅失戸籍については、当該戸籍の副本及び破損した戸籍より確認して再製するよう戸籍法第十条により訓令する。

一九六七年十一月二十八日

行政主席 松岡政保

主税局事項

主税局告示第二十五号

税関手続法第四十三条の規定において準用する同法第三十条第三項の規定により次のとおり告示する。

一九六七年十一月二十八日

主税局長 小禄寛一

保税倉庫許可期間の更新

- 一 許可を受けた者の住所 那覇市鏡水崎原三〇六番地の一
- 氏名 那覇空港ターミナル株式会社
- 社長 大城謙吉

- 二 保税倉庫の名称 那覇空港ターミナル株式会社保税倉庫
- 所在地 那覇市鏡水崎原三〇六番地の一

三 更新した期間 自一九六七年十一月一日 至一九六九年十月三十一日

主税局告示第二十六号

税関手続法第四十三条の規定において準用する同法第三十条第三項の規定により次のとおり告示する。

一九六七年十一月二十八日

主税局長 小禄寛一

保税倉庫許可期間の更新

- 一 許可を受けた者の住所 那覇市前島町二丁目二六〇番地
- 氏名 国際物産株式会社
- 社長 大城謙吉

- 二 保税倉庫の名称 国際物産株式会社糖密保税倉庫
- 所在地 那覇市西新町二丁目十六番地

三 更新した期間 自一九六七年十月一日 至一九六九年九月三十日

主税局告示第二十七号

税関手続法第四十三条の規定において準用する同法第三十条第三項の規定により次のとおり告示する。

一九六七年十一月二十八日

主税局長 小禄寛一

保税倉庫許可期間の更新

- 一 許可を受けた者の住所 那覇市前島町二丁目二六二番地
- 氏名 沖繩日野自動車株式会社
- 社長 前田政喜

- 二 保税倉庫の名称 沖繩日野自動車株式会社保税倉庫
- 所在地 那覇市字古波蔵長作原三四〇番地

三 更新した期間 自一九六七年九月四日 至一九六九年八月三十一日

通産局事項

気象庁訓令第一号

気象庁事務専決規程を次のように定める。

一九六七年十一月二十八日

気象庁長 具 志 幸 孝

気象庁事務専決規程

(目的)

第一条 この訓令は、気象庁長(以下「庁長」という。)の権限に属する事務(委任された事務を含む。以下同じ。)の専決について定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この訓令において専決とは、庁長の権限に属する事務の一部をこの訓令に定める者が庁長に代り決裁することをいう。

(専決事項)

第三条 内部部局の課長および支分部局の長(以下「各機関の長」という。)は、それぞれ別表一から五までに定めるところにより専決することができる。ただし専決事務に類似するものについては便宜類推により専決することができる。

(専決の制限)

第四条 専決権者は、前条の規定にかかわらず専決しようとする事務が特に重要なものまたは異例に属するものもしくは他の行政機関に関連を有するものについてはあらかじめ処理の方針を指示されているものまたは特に急を要するものを除き専決することができない。

(後関)

第五条 専決権者は、専決した事務のうち必要があると認めるものについては、事務すみやかに庁長の後関を受けまたは報告しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表一 防災課長専決事項

- 一 気象業務法(一九五五年立法第七十一号)に基づく次の事項
 - 1 第十三条の規定による気象、地象、高潮および波浪の予報および警報の発表に関する事。
 - 2 第十四条の規定による船舶、農水産業その他特殊な利用に適合する気

象、地象、高潮および波浪の予報および警報の発表に関する事。

3 第三十六条の規定による刊行物の発行に関する事。

二 消防法(一九五二年立法第六六号)に基づく次の事項

1 第二十二條の規定による気象状況の通報に関する事。

別表二 技術課長専決事項

一 気象業務法(一九五五年立法第七十一号)に基づく次の事項

1 第十一条の規定による観測成果等発表に関する事。

2 第十三条の規定による津波の予報および警報の発表に関する事。

3 第十四条の規定による船舶の利用に適合する津波の予報および警報の発表に関する事。

4 第二十七条の規定による検定に関する事。

5 第二十八条の規定による合格基準に関する事。

6 第二十九条の規定による検定証印及び検定証書の交付に関する事。

7 第三十条の規定による不合格理由の通知に関する事。

8 第三十二条の規定による型式証明に関する事。

9 第三十六条の規定による刊行物の発行に関する事。

別表三 産業気象課長専決事項

一 気象業務法(一九五五年立法第七十一号)に基づく次の事項

1 第十一条の規定による観測成果等の発表に関する事。

2 第十四条の規定による特殊な利用に適合する予報に関する事。

3 第三十六条の規定による刊行物の発行に関する事。

別表四 気象台長専決事項

一 気象業務法(一九五五年立法第七十一号)に基づく次の事項

1 第十一条の規定による観測成果等の発表に関する事。

2 第十三条の規定による管轄内の気象、地象、津波、高潮および波浪の予報および警報の発表に関する事。

3 第十四条の規定による管轄内の船舶、農水産業その他特殊な利用に適合する気象、地象、津波および高潮についての予報および警報に関する事。

二 消防法(一九五二年立法第六六号)に基づく次の事項

1 第二十二條の規定による気象状況の通報に関する事。

公 報

財政法第48条第2項の規定によって1968年度第1、四半期における予算使用の状況を次のとおり報告します。

1967年11月28日
行政主席 松 岡 政 保
予算使用の状況

1968年度第1、四半期
企画局予算部調

I 一般会計

1. 概要

1968年度第1、四半期までの収納済歳入額は\$20,214,598.63である。これに対し当期までの支出済歳出額は\$21,082,115.36であるから支出済歳出額が収納済歳入額を超過すること\$867,516.73である。

(注) 歳入歳出差引赤字を生じているが、これは予算総則第5条により資金の一時借入(1,500,000.00ドル)を行ない不足財源に充てた。

2 歳 入

1968年度第1、四半期までの収納済歳入額は前記のとおり\$20,214,598.63であるが、その内訳を大別すれば次のとおりである。

租 税 収 入 \$ 14,622,932.03
税 外 収 入 5,591,666.60
つきに当期までの
収納済歳入額 \$ 20,214,598.63を
歳入予算額 119,751,600.00に

比べると、その収入割合は16.88%である。
当期までの収納済歳入額の詳細を示すと別表第1のとおりである。

(別表第1) 1968年度第1、四半期歳入収納状況

科 目	歳入予算額 (A)	収納済歳入額 (B)	(B/A) 割合
租 税 収 入 税	70,517,500.00	14,622,932.03	20.73
源泉所得税	18,178,700.00	4,749,557.67	26.12
申告所得税	4,626,900.00	755,275.76	16.32
法人車税	9,061,600.00	1,399,780.50	15.45
自動車税	2,012,700.00	570,745.48	28.36
運 行 税	2,140,400.00	487,603.83	22.78
酒 類 税	6,081,600.00	1,041,468.52	17.12
興 業 税	369,200.00	116,116.80	31.46
遊 興 税	857,300.00	165,421.45	19.38
物 品 税	13,207,100.00	2,499,486.59	18.92
嗜好飲料料税	1,382,900.00	329,270.11	24.70
葉 煙 草 輸 入 税	1,201,000.00	285,995.53	23.81
煙 草 消 費 税	3,518,200.00	792,540.02	22.52
酒 類 消 費 税	2,348,800.00	427,276.67	18.19
砂 糖 消 費 税	1,568,500.00	354,898.98	22.69
石 油 税	3,982,800.00	687,768.22	16.01
屯 税	34,800.00	9,775.90	28.09
外 収 入	49,234,100.00	5,591,666.60	11.35
印 紙 収 入	1,986,287.00	333,840.55	16.80
官 業 収 入	83,960.00	20,398.88	24.29
財 産 収 入	515,278.00	101,743.47	19.75
納 付 金 受 入	3,500,001.00	875,000.00	24.99
アメリカ合衆国政府援助金受入	16,668,000.00	1,985,980.63	11.91
日本政府援助金受入	28,714,571.00	529,765.17	2.23

前年度剰余金受入	1,042,900.00	1,372,343.50	131.58
雑 収 入	1,723,103.00	372,594.40	21.62
合 計	119,751,600.00	20,214,598.63	16.88

1) アメリカ合衆国政府援助金 受入額の年度別内訳
 1966年度分 152,888.00
 1967年度分 1,056,217.63
 1968年度分 776,880.00

2) 日本政府援助金 受入額の年度別内訳
 1967年度分 529,765.17

3 歳 出
 1968年度第1、四半期までの支出済歳出額は前記のとおり \$21,082,115.36
 であるが、これを各局及び款毎に内訳を示すと別表第2のとおりである。

(別表第2)

各局別款別支出済歳出額

科 目	(A) 歳出予算現額	(B) 支出済歳出額	(B/A) 割合
立 法 院 費	753,290.00	188,748.25	25.06
立 法 院 所 費	753,290.00	188,748.25	25.06
裁 判 所 費	1,735,646.00	304,871.92	17.57
裁 判 所 費	1,735,646.00	304,871.92	17.57
総 務 局 費	15,675,206.00	4,964,039.32	31.66
総 務 局 費	2,614,968.00	280,402.62	10.72
行政事務部局土地建物費	1,378,046.00	42,740.20	3.10
行政事務部局用度費	673,345.00	49,861.53	7.41
地方行政費	10,780,406.00	4,530,308.77	42.02
東京事務所費	187,322.00	54,126.77	28.90
中央選挙管理委員会費	41,133.00	6,599.43	16.04
企 業 局	3,253,550.00	369,341.56	11.35

企 業 局	電 力 事 業 費	通 商 事 業 費	工 業 事 業 費	計 量 検 定 所 費	通 商 産 業 局 費	通・商 産 業 局 費	移 民 事 業 費	協 同 組 合 費	農 業 土 木 事 業 費	水 産 費	畜 産 費	林 業 費	普 及 事 業 費	農 業 費	農 林 局 費	農 林 局 費	農 林 局 費	入 管 理 庁 費	刑 罰 費	民 事 費	法 務 局 費	主 税 務 局 費	主 税 務 局 費	主 税 務 局 費	災 害 対 策 費	企 業 局 費
	834,092.00	273,442.00	137,343.00	27,764.00	365,483.00	4,872,838.00	64,449.00	1,262,367.00	2,236,218.00	1,356,558.00	852,477.00	793,798.00	972,100.00	1,473,393.00	744,588.00	9,755,948.00	213,010.00	1,392,153.00	493,748.00	590,786.00	2,689,697.00	2,296,909.00	2,296,909.00	852,895.00	100,000.00	2,300,655.00
	482.00	16,537.00	34,674.80	6,722.53	102,448.05	664,963.22	17,300.22	500.00	5,149.40	180,202.08	86,520.65	80,070.16	242,398.01	58,059.19	206,944.17	877,143.83	61,218.33	312,055.32	67,907.55	170,183.15	611,364.35	603,646.77	603,646.77	242,044.60	0	127,296.96
	0.06	6.05	25.25	24.21	28.03	13.65	26.84	0.04	0.23	13.28	10.15	10.09	24.94	3.94	27.79	8.99	28.74	22.42	13.75	28.31	22.73	26.29	26.29	28.38	0	5.53

陸運事業費	12,000.00	3,660.00	30.50	勞働保護費	115,497.00	18,376.07	15.91
海運事業費	817,904.00	12,882.69	1.58	職業安定費	459,023.00	62,724.36	13.66
那朝商港費	331,451.00	23,844.72	7.19	勞働委員會費	52,147.00	13,544.17	25.97
金融檢察費	663,930.00	273,641.28	41.25	文教局	34,838,172.00	6,996,155.99	20.08
氣象審判費	952,869.00	129,686.73	1.36	文教局費	2,346,433.00	133,224.59	5.68
海難審判費	35,096.00	9,596.00	27.35	中央教育委員會費	37,746.00	8,840.00	23.42
郵政費	331,751.00	36,532.80	11.01	教育調查研究費	28,680.00	4,994.00	17.41
建設局	18,273,467.00	617,508.58	3.38	教育關係職員等研修費	50,119.00	9,732.00	19.42
建設局費	1,302,581.00	382,227.97	29.34	政府立學校費	5,548,878.00	1,483,437.71	26.73
土木事業費	10,858,461.00	87,791.50	0.81	產業教育振興費	916,526.00	44,861.79	4.89
都市計畫事業費	2,860,450.00	5,312.68	0.19	社會教育費	439,098.00	24,960.49	5.68
住宅修繕費	166,953.00	118.43	0.07	學校建設費	5,282,198.00	11,632.43	0.22
住宅事業費	3,076,014.00	142,058.00	4.62	學校教育補助	18,716,863.00	4,911,156.15	26.23
厚生局	16,254,446.00	2,818,679.74	17.34	教育行政補助	347,283.00	95,090.01	27.38
厚生局費	550,249.00	102,807.66	18.68	教科書無償給與費	551,415.00	63,435.39	11.50
兒童福祉社	982,074.00	104,948.00	10.69	育英事業費	334,826.00	190,910.00	57.02
社會福祉社	3,233,419.00	798,943.06	24.71	文化財產保護費	78,489.00	12,693.43	16.17
援護事業費	101,700.00	1,369.35	1.35	私立學校振興費	7,438.00	1,188.00	15.97
公衆衛生施設費	1,479,331.00	398,596.13	26.94	琉球大學	152,180.00	0	0
公衆衛生施設費	2,161,622.00	53,238.84	2.46	琉球大學費	2,478,960.00	475,453.45	19.18
醫務事業費	399,840.00	50,559.86	12.65	警察對策費	2,478,960.00	475,453.45	19.18
醫務施設費	3,981,500.00	615,550.29	15.46	警察對策費	4,838,671.00	1,168,624.00	24.15
藥務事業費	325,659.00	24,050.55	7.39	警察對策費	4,410,310.00	1,164,577.50	26.41
社會保險事業費	3,023,697.00	664,744.00	21.98	災害事故防止對策費	5,512.00	30.00	0.54
社會保險審查委員會	15,355.00	3,872.00	25.22	道路標誌整備費	56,620.00	713.00	1.26
勞働局	815,444.00	144,420.65	17.71	警察施設充實費	117,096.00	2,442.50	2.09
勞働局費	138,777.00	49,776.05	26.37		249,133.00	861.00	0.35

検査庁費	616,705.00	152,211.28	24.68
検査庁費	616,705.00	152,211.28	24.68
人事委員会	100,077.00	27,048.49	27.03
人事委員会	100,077.00	27,048.49	27.03
会計検査院	101,854.00	34,172.00	33.55
会計検査院	101,854.00	34,172.00	33.55
宮古地方庁	128,622.00	35,080.96	27.27
宮古地方庁	128,622.00	35,080.96	27.27
八重山地方庁	129,604.00	28,641.00	22.10
八重山地方庁	129,604.00	28,641.00	22.10
八重山地方庁費	129,604.00	28,641.00	22.10
予備費	142,999.00	0	0
予備費	142,999.00	0	0
合計	119,751,600.00	21,082,115.36	17.60

次に当期までの
支出済歳出額 \$ 21,082,115.36を
歳出予算額 119,751,600.00に
比べるとその支出割合は17.60%である。

I 特別会計

概要
1968年度の特別会計は18会計であって1968年度第1、四半期までの18会計の収納済歳入額総計は\$ 14,932,155.10である。
これに対して、当期までの支出済歳出額総計は\$ 11,296,116.21であるから、収納済歳入額総計が支出済歳出額総計を超過すること\$ 3,636,038.89である。
その予算使用の状況はそれぞれ別表第3のとおりである。

(別表第3)		1968年度 特別会計第1、四半期予算使用の状況調				
会計名	歳入	歳出	歳入予算額	収納済歳入額	支出済歳出額	収入割合
市町村交付税特別会計	10,747,831.00	4,528,945.00	10,747,831.00	4,297,038.00		42.13
歳入	10,747,831.00	4,528,945.00	10,747,831.00	4,297,038.00		39.98
歳出						
資金運用部特別会計	1,048,607.00	124,168.12	1,048,607.00	10,788.67		11.84
歳入	1,048,607.00	124,168.12	1,048,607.00	10,788.67		1.02
歳出						
所有者不明土地管理特別会計	4,339.00	1,401.24	4,339.00	1,016.00		32.29
歳入	4,339.00	1,401.24	4,339.00	1,016.00		25.49
歳出						
アメリカ合衆国使用土地の借賃等に関する特別会計	87,481.00	11,894.20	87,481.00	17,791.00		13.59
歳入	87,481.00	11,894.20	87,481.00	17,791.00		20.34
歳出						
業務勘定	4,283,002.00	4,180,449.34	4,283,002.00	3,962,000.00		92.51
歳入	4,283,002.00	4,180,449.34	4,283,002.00	3,962,000.00		97.60
歳出						
土地改良事業特別会計	974,602.00	483,716.17	974,602.00	1,655.00		49.63
歳入	974,602.00	483,716.17	974,602.00	1,655.00		0.17
歳出						
農漁業資金融通特別会計	397,073.00	118,341.41	397,073.00	150.00		29.80
歳入	397,073.00	118,341.41	397,073.00	150.00		0.04
歳出						
漁船建造資金融通特別会計	397,073.00	150.00	397,073.00			
歳入	397,073.00	150.00	397,073.00			
歳出						

歳	入	661,641.00	134,285.84	20.29	歳	出	1,589,000.00	732.48	0.47
歳	出	661,641.00	205.16	0.03	福祉資金特別会計	入	144,982.00	26,908.87	18.56
歳	入	841,276.00	1,221.58	0.14	歳	出	144,982.00	14,993.00	10.34
歳	出	841,276.00	0	0	政府立病院特別会計	入	3,583,004.00	660,195.29	18.42
歳	入	22,834.00	378.52	1.65	歳	出	3,583,004.00	518,088.73	14.46
歳	出	22,834.00	0	0	災害救助基金特別会計	入	23,740.00	0	0
歳	入	765,443.00	52,637.29	6.87	歳	出	23,740.00	0	0
歳	出	765,443.00	1,035.43	0.14	社会保険特別会計	入	2,252,560.00	448,441.05	19.90
歳	入	224,617.00	14,691.33	6.54	歳	出	2,252,560.00	280,783.00	12.44
歳	出	224,617.00	130.00	0.05	労災保険勘定	入	545,031.00	209,334.23	38.40
歳	入	75,613.00	13,400.55	17.72	歳	出	545,013.00	94,699.50	17.38
歳	出	75,613.00	464.63	0.61	公務員退職年金勘定	入	4,801,663.00	899,719.13	18.73
歳	入	14,034.00	3,660.00	26.07	歳	出	4,801,663.00	65,000.00	1.35
歳	出	14,034.00	2,929.56	20.87	医療保険勘定	入	5,179,900.00	1,617,801.55	31.23
歳	入	5,996,883.00	1,221,762.39	20.37	歳	出	5,179,900.00	684,420.00	12.25
歳	出	5,996,883.00	1,233,663.42	20.57	老齢福祉年金勘定	入	699,000.00	0	0
歳	入	1,533,000.00	9,303.00	0.61	歳	出	699,000.00	0	0
歳	出	1,533,000.00			業務勘定	入			

入	796,247.00	169,499.00	21.28
出	796,247.00	159,042.68	19.97
計	45,704,403.00	14,982,155.10	32.67
出	45,704,403.00	11,296,116.21	24.72

押収物還付公告

一九六七年十一月二日

コザ治安検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五〇条により公告する。

○一九六七年領第六九号(伊芸新八外八名に対する賭博被疑事件)

一 現金(十八弗八七仙) 受還付人 棚原憲清

二 ワニ皮財布(一個) 同右

三 現金(一弗五〇仙) 不詳

押収物還付公告

一九六七年十一月二日

コザ治安検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五〇条により公告する。

○一九六七年領第二二三号(兼次盛幸に対する窃盗未遂、住居侵入被疑事件)

一 パール 受還付人 棚原憲清

二 ゴム草履 受還付人 棚原憲清

正 誤

一九六七年九月二十八日づけ公報第七十一号登載の「厚生局職員定数規程」中次のとおり誤り。

厚生局総務課長

20	ページ	誤	訂正
上	段	正	
18	行	予防係 十九人	予防係 二人

20	下	15	援護課 十四人	援護係 一四人	訂正
23	下	2	相談指導課 八人	相談指導課 十人	〃
23	下	3	保護課 十一人	保護課 九人	〃
24	下	8	嘉陽 一人	嘉陽 二人	〃
25	下	16	教務課 二人	養護課 二人	〃
25	下	19	教務課 二〇人	教護課 二〇人	〃
26	上	2	相談指導課 四人	判定指導課 四人	〃
21	上	3	衛生監視員 一人 久米島駐在所	衛生監視員 一人 久米島駐在所	〃

一九六七年十一月十四日付公報第九十二号登載の「文化財保護委員会事務局組織規則」中次のとおり誤り。

3	上	4	美術品名若しくは	美術品若しくは	
2	下	12	委員	委員会	
ページ	段	行	誤	正	

発行所	総務局渉外広報部文書課
販売所	総務局財務部用度課

一ひかり印刷所